

# 答 申 書

桂川町自治基本条例推進委員会

平成29年7月

## 目 次

	(頁)
はじめに	1
諮問に対する答申について	2
(1) 「主権者である町民」が自治基本条例の重要性についての認識を 高める取り組みの必要性と行政の対応	2
(2) 町民、町職員及び議会に対する啓蒙活動の取り組み強化の 必要性	2
(3) 町民自治原則の進め方	3
(4) 「自治基本条例」と「総合計画」との整合性をめざす取り組み	3
(5) 「町民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」の 制度化の必要性	5
(6) 「町民参画・協働」による地域コミュニティ（行政区など）活動 の推進に関する取り組み	8
(7) 「議会基本条例」制定の推進	9
おわりに	10
【資料】 諮問書・審議経過の概要・委員名簿	11

## はじめに

桂川町自治基本条例（以下、本答申中において「自治基本条例」という。）は、「桂川町自治基本条例みんなで考える委員会」（平成 24 年 6 月 28 日設置）によって、自治基本条例に関する調査、研究及び内容の検討を通して、平成 25 年 6 月 27 日「桂川町自治基本条例に関する提案書」をもとにパブリックコメントの実施や、行政内部における検討を行い、同年 12 月の定例議会に提案され、調査審議を経て、平成 26 年 9 月定例議会において一部修正のうえで可決され、平成 27 年 4 月 1 日の施行に至りました。

自治基本条例は、住民自治の基本となる理念や原則、方策等を明らかにするための「礎」となる条例であります。現在の桂川町において、本条例の趣旨に則り、まちづくりを推進していくためには、多くの課題が残されています。

それらの課題に対して真摯に向き合い、現状を直視し、「文化の薫り高い、心豊かで活力ある桂川町」を築いていくことが、私たちに課せられた責務であると認識しています。

自治基本条例推進委員会（以下「本委員会」という。）は、自治基本条例第 38 条第 1 項の規定に基づき「条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図るため」に設置されたものです。更に、同条第 2 項において「条例の運用及び見直し」「自治の推進に関する重要事項」について調査審議することを規定しています。

このたび本委員会は、「桂川町自治基本条例の円滑な運用及び推進状況等について、調査審議する」旨の諮問を受け、「自治の推進に関する重要事項」に重点を置き、調査、分析を行ってきました。それを通じて、第 5 次桂川町総合計画の推進に向けて、自治基本条例が生きて機能しているかを具体的に分析し、「まちづくり」が更に進展していくために、町民・行政・議会が取り組まなければならない事項をまとめた答申書を提出いたします。

## 諮問に対する答申について

今回は第1期の答申であり、主として第5次桂川町総合計画（平成23年～平成32年）による「まちづくりの推進」が、自治基本条例の諸規定に則した運用がなされているかに視点を絞り意見や要望を述べることにしました。

### （1）「主権者である町民」が自治基本条例の重要性についての認識を高める取り組みの必要性和行政の対応

自治基本条例の趣旨に基づき、本条例の目的及び適正な運用をもって町政を推進するためには、いかに町民等へ自治基本条例を周知し、啓蒙していくかが重要です。多くの町民の皆さんは、自治基本条例が桂川町の「まちづくり」にとって基本的なことが決めてあるという理解があるかといえ、不十分だと思われま

す。従って、行政、議会は町民が自治基本条例に触れる十分な機会を設定し、町民の「理解度」を高める取り組みが、目指す「まちづくり」には不可欠です。

それなくして「自治基本条例の制定」は、「意義」のないものになってしまいます。

多くの町民は、自治基本条例を制定することによって、制定前後で何が変わったかという疑問を持っているのではないかと思います。

自治基本条例は、制定することが目的でなく、制定後、その内容や仕組みが理解され、支持を受け、「主権者である町民」が十分に活用しやすい「仕組み」を整え、町民がせざるを得ない、したくなるような「具体的で実行性のある制度の設計」が必要不可欠であります。

また、自治基本条例の条文の中で「別に定める」となっている6条項がすべてできていないので、早急な作成が必要であります。

従って今後は、「町民参画・協働に関する条例」等の制度設計と主権者たる町民の意をしっかりと汲みとり、「安全で安心して住める町でよかった」と思われる桂川町となるために自治基本条例が十分に機能し生かされるよう、主権者たる町民、行政、議会の覚醒した取り組みが求められます。

### （2）町民、町職員及び議会に対する啓蒙活動の取り組み強化の必要性

自治基本条例の町民への啓蒙活動は、自治基本条例の全戸配布と各行政区ごとで開催された人権・同和地域懇談会時に行われた説明のみで、その内容も概要にとどまり、条例本来の目的である運用などについての説明がなされていません。

また、町職員の自治基本条例の運用に対する認識が、町政を推進するにあたって現状では見えてこないように思えます。早急に町職員の自治基本条例運用の周知徹底を図ることが必要です。

議会の対応については、議会活動において、自治基本条例に規定された内容が実績として見えていないように思えます。

このように、自治基本条例に対する認識度は、主権者である町民はもちろん、行政、議会も未だ低いと思われます。

従って、自治基本条例の適正な運用を図っていくためには、今後、あらゆる機会を見つけ町民へは啓蒙、啓発を、町職員、議会には意識の改革、自治基本条例に沿った取り組みを積み重ねていくことが必要であります。

また、中学三年生の社会科に「地方自治」の教材单元があるので、ここでは必ず「桂川町の自治基本条例」を教材として取り扱い、桂川町の具体的な取り組みを学習することも大切です。

### (3) 町民自治原則の進め方

町民自治の主体は、自治基本条例第4条の「基本理念」、第5条の「基本原則」が示す通り、まちづくりの施策への町民参画は「自治基本条例の根幹」であります。

そして、自治基本条例第21条の「町民参画の推進」では、町長等の責務について、主権者である町民の幅広い参画の機会を通して、「政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない」と定めています。更に「町民の意思、意見及び要望等を尊重し、適切に対処しなければならない」とも定めています。

そこで町民の意見を求める手法について、自治基本条例第25条では、パブリックコメント・アンケート調査・及び公聴会・町政懇談会の開催が中心となっておりますが、最も町民の生の声・意見が届く公聴会・町政懇談会は、この数年全く開かれていません。これらの「町民の声・意見こそ」町民の切実な要望です。

どのような手法を採用するかは、各部署の取り扱いに任されているようですが、その結果は、町民にすべて具体的に知らされるべきであります。

従って、全町的に統一された町民参画手続きの実施・手立て等が、主権者である町民にとって分かり易い「町民参画推進のための制度」を設けることが必要になってきます。

更に、情報の共有に基づく町民参画・協働の推進を目指すには、具体的で分かり易く、そして取り組みやすい「町民による情報の共有・参画・協働のための条例・規則」等の新たな制定は欠く事ができない重要事項であります。

### (4) 「自治基本条例」と「総合計画」との整合性をめざす取り組み

自治基本条例を制定することによって、制定前後で何が変わるかという疑問は当然多くの町民の皆様から、寄せられているのが現状です。

何も変わらないではないかと思っている人々が殆どではないかと思われま  
す。自治体の政策(施策)は「主権者である町民」の生活に最も密接に関わっています。  
現在、国は「まち・ひと・しごと創生の長期ビジョン」を策定し、地方創生を  
声高に求めています。

桂川町でも、「まち・ひと・しごと創生総合戦略／人口ビジョン(平成28年3  
月)」を策定し、これに基づく「まちづくり」の取り組みが進められています。

しかし現実には、地域コミュニティ(行政区)では、少子・高齢化が進み、地  
域づくりに多くの課題を抱え、諸取り組みの衰退傾向が見うけられます。そのこ  
とは、直接、桂川町の「まちづくり」の推進に影響を及ぼすことになります。

今こそ行政は、その現実を町民すべてに示さなければなりません。

その現実のもとに、主権者たる町民一人ひとりが、「町の創生」のために何を考  
え、何をしなければならないかを、真剣に考え行動しなければならない時代が来  
ているのです。

桂川町においても自治基本条例が制定され、まちづくりの「礎」として町民主  
権を具現化し、自治体において政策を決定する際に、まちづくりの基本理念及び  
基本原則を踏まえて、自治基本条例第5章の「町政の運営」即ち「より良いまち  
づくり」実現のために、行政・議会はもちろん主権者である町民の参画・協働を  
保証するための実践的な仕組みづくりの条例が強く求められます。

それらの条例を通して、総合計画の基本構想における桂川町の将来像を実現し  
ていく上での最重点プロジェクトとして、計画の全施策の中でも最優先して取り  
組むべき課題を要約すると次のようになっています。

- ① 豊かな子どもが育つための、子育て教育環境の充実と、福祉活動の充実によ  
る生涯を通して安全で安心して暮らせるまちづくり。
- ② 「安全・安心なまちづくり」を实践し、さらに「福岡・北九州の両政令都市・  
中核都市の飯塚市」の通勤圏内にあり地価も安く、定住したくなる地勢的利  
点を生かしたまちづくり。
- ③ 王塚装飾古墳(国の重要文化財)を始め金比羅・天神山前方後円墳等の多く  
の歴史的遺跡があり、楽しい催しも多く、それらの資源を生かした「文化の  
薫り高い町・定住したくなるまちづくり」、そしてJR桂川駅周辺の再整備と、  
更に第六次産業の振興発展に向けたまちづくり。

そして、これらの課題に町民と、行政・議会が一体となって、本気で取り組ん  
でいる姿が世間に見られ、また知られることが、桂川町の発展を示していること  
につながり、その姿こそが「桂川ブランド」となるのだと言えます。

そのことは行政・議会はもちろんのこと、何よりも行政区(地域コミュニティ)  
の取り組みが「真にみんなのもの」となり、本当に活性化して「この地域に住ん  
でいて良かった」と言われることが求められています。

そのためには、地域で地道に取り組んでいるリーダー的立場の人々の更なる育  
成、また黙々とボランティアに取り組んでおられる人々を大切にする「行政・ま  
ちづくり」でなければならないと確信します。

今こそ主権者たる町民一人ひとりが「まちの創生」のため、何を考え、何をしなければならぬかを真剣に考える必要があります。自治基本条例は、あくまでも「まちづくり」の基本が、具体的に示してあるに過ぎず、諸制度や仕組みが町民に理解され支持を受け、主権者である町民がこの条例を十分に活用することと、行政側がそれを保障するための諸条例・規則等の制定が本来の目的であります。

目指す「まちづくり」を達成していくために、先ず取り組まなければならないことは、主権者である町民と行政と議会が、自治基本条例が示していることを明確に踏まえることです。そして、三者が「情報の共有・参画・協働」による「まちづくり」を進めていく体制、いわゆる具体的で実現できる「仕組みづくり」が必須の課題となります。

## (5) 「町民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」の制度化の必要性

「町民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」の制定は、目指す桂川町の「まちづくり」にとっては、絶対的ともいえる必須の条件です。

この「町民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」に魂を入れるためには、行政・議会はもちろんのこと、まちの主人公である私たち町民が自らの責任において発言し、参画・実践することが何よりも肝心です。

しなやかに考え果敢に決め、活発に行動し確実に責任を持つという自律的な町民の存在こそが、「まちづくり」を活性化させる起爆剤（キーワード）とならなければなりません。

そのためには、以下の重要課題を認識し「町民参画・協働及びコミュニティ活動に関する条例」の制度化を速やかに検討することを提言します。

### I. 条例制定の必要性

町民の参画権の実効性の実現を目指して、桂川町において全町民・行政・議会を含む三者の参画・協働は、自治基本条例の中心的課題であります。自治基本条例第7章の「参画及び協働」でも、自治基本条例第21条～第26条にわたって明記してあります。

### II. 制度設計上必要な基本項目

実効性を持った制度設計上の考え方のもとに、「町民」がより行使しやすい「町民参画・協働及びコミュニティ活動に関する条例」にしていくためには、制度設計上どのような基本項目が必要かを示すべきであります。

#### ①目的

参画権の実効性を保つために、行政に対し町民参画手続きの実施を義務づけることにあります。

ア、自治基本条例第 5 条町民自治の「基本原則」、同第 6 条「町民の権利」、同第 7 条「町民の責務と行政参画権」の明記

## ②条例の基本方針

「町民参画・協働及びコミュニティ活動に関する条例」の理念及び原則について

- ア、町民参画権の明確化
- イ、町民参画手続きの実施義務
- ウ、適切且つ多様な町民手続きの採用
- エ、情報の公開と情報の共有
- オ、町民参画手続き結果の報告
- カ、評価とフィードバック
- キ、町職員の意識改革

## ③町民の責務について

実際の場面での町民の参画意識や意欲の高揚が求められます。

また、町民は「まちづくり」への参画・協働により、地域に存在する多くの課題解決へ取り組み、参画・協働の機会の積極的活用を通して発言し、行動に責任を持たなければなりません。

## ④情報の公開と共有

不十分であれば行政と主権者である町民との間に認識のずれが生じ、行政と町民の間の信頼関係が損なわれます。

町民参画の前提として、政策形成の早い段階で関わるのが大切です。

行政は、あらゆる情報を、町民に早い段階で積極的に公開と提供することが必要です。

町民と行政との情報の共有を促進することは、町民参画の必須条件です。

## ⑤説明責任と応答責任

町民への説明もなく町民参画手続きを得ないままに、行政側が独善的に決定し、最終的な結論だけ報告される様なことがあってはなりません。政策の立案・実施・評価の過程で、十分な説明責任を果たすことが大切です。町民の意見がどのように生かされたのか、或いは生かされなかったのか、その経緯や理由の説明が必要です。

町民からの町政一般に関する意見や要望・苦情に対しては、町民参画の一環としてとらえ、その事実関係を調査し明確に応答しなければなりません。

これらの責任を如何に徹底させるかが、制度設計上の重要な課題となります。

## ⑥行政の責務について

町民が積極的な参画行使を実現するための町民に対する行動の喚起が必要



です。また、町民が主権者としての自覚意識を持ち、積極的な参画・協働についての行動責任の喚起を強く求めていく必要があります。

町民参画・協働の目的は、町民の行政への参画権を保障し、政策などの意思決定過程に実質的な参加手続きの実施を、町長や町職員に対し責務として課すことにあるのですから、このことを「行政の責務」として義務づけさせることが、実効性を保つ最低限の要件となります。

その他、先に示した町民に意識の醸成及び町民活動の促進や説明責任・応答責任は、当然「行政の責任」です。これらを如何に実効性のある規定にするかが、重要な課題となります。

#### ⑦参画・協働の対象の明確化

町民参画・協働の対象となる行政行動を、どこまで具体的且つ広範に規定できるかが課題となります。そして、町民参画・協働の手続きの対象となる行政活動を明記することは大切な条件です。

#### ⑧町民参画・協働の手続きについて

町民参画・協働の手続きについては、分かり易く具体化することが大切です。

目的による区分（意見募集の手続き・集会形態・会議の形態）と参画手法のメニュー（意向調査・パブリックコメント・意見交換会・ワークショップ・審議会・町政懇談会など）を条例の中に網羅的に列挙しておく必要があります。そうすることで、町民は多様な参画・協働の手続きに対する見通しができるし、町職員も参画・協働の対象の過程で、いずれかの手法を採らなければならないことが明確になるからです。

#### ⑨町民からの政策提案の手続きについて

町民自ら積極的且つ具体的な政策や事業などを行い提案し、行政はそれを苦情扱いするのではなく、提案を検討した結果、採用するか否かを判断し、採用しない場合はその理由をつけて回答する手続きを設けることが大切です。そうすることでイニシアティブが取れて、更に町民の参画・協働の意識が高まると思われます。

#### ⑩町民の参画・協働手続きの実施について

町民の関心度が高く、また「まちづくり」について極めて有意義と考えられる政策や事業の立案決定にあたって、必ず町民参画・協働の手続きを実施するというルールのもとに、パブリックコメントの手続きは最低限実施すると共に、さらに他の参画・協働の手続きも実施するという手法を採れば、より高まった町民の参画の意思を大切にした実施となり、より効果的な「町民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」になります。

#### ⑪町民参画・協働手続き実施結果の公表時期

各種の行政施策については、参画・協働の対象の事業政策はできるだけ早く公表する規定を設けておくと、町民の参加意欲や気持ちの向上につながります。

#### ⑫町民参画・協働手続きの点検・評価と不服申し立て

「町民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」の形骸化を防ぐため、条例の実施状況、進捗状況をチェックし、問題点を事後に必ず評価する第三者機関の設置規定を設ける必要があります。町民参画・協働手続きに関するすべての事項において、チェック機能を持った組織（機関）の設置があれば、町民参画の意欲はさらに高まり、充実した「町民中心のまちづくり」へ発展すると思われま。

※以上、Ⅰ．Ⅱ．の重要課題については、今回の自治基本条例推進委員会では、具体的かつ詳細に研究・討議ができませんでした。ぜひ、次期自治基本条例推進委員会での検討課題としていただきたいと思います。

### (6)「町民参画・協働」による地域コミュニティ（行政区など）活動の推進に関する取り組み

全国の自治体では、住民主体の新たな地域コミュニティづくりに向けた取り組みが、次第に活発化してきています。それは、私たちが住む地域社会が大きく、そして確実に変化してきているからです。

- ① 行政区（地域コミュニティ）の役員への負担増大と役員のなり手不足
- ② 隣近所の助け合いなどの相互扶助意識の低下傾向
- ③ 昔ながらの地域コミュニティの崩壊
- ④ 核家族化や都市化による新たな問題への対応
- ⑤ 少子高齢化による新たな課題への対応
- ⑥ 老人クラブ・子ども会活動など、地域活動の衰退化
- ⑦ 空き家の増加に伴う調査・対応

桂川町においても、今のままでは、町民生活にとって必要なサービスを支え合っていくことが次第に困難になっていきます。

このまちで豊かで生きがいがあり、そして安全で安心な暮らしをしていくことは、私たち桂川町民みんなの切なる願いです。

「まちづくり」を自分たちで考え、決定し、行動し、責任を持つ、そんな新たな時代に生きていかなければならないのです。

地方分権から地域分権への流れを、桂川町らしい住民自治というかたちで、実現させることができるか、地域分権の担い手としての「桂川町民の力量」が問われる時代でもあります。

「まちづくり」に主体的に関わっていくことは、町民の権利であると同時に義務でもあります。「町民参画・協働及び地域コミュニティ活動の推進に関する条例」の制定は、そのために必要なルールや仕組みを作ろうとする取り組みなのです。

桂川町では、すでに表に出ているボランティア団体、また少人数・個人で長年活動しているボランティア等も多くあります。

行政は、そのような「活動を適確に把握」し、全町民に具体的に知らせることが大切です。行政主体ではなく、町民主体へと町民の意識を改革する取り組みも重要です。

この「町民参画・協働及び地域コミュニティ活動の推進に関する条例」の制定を通して、町民の心の中に町民参画・協働の理念と手法が、しっかりと根付いていく取り組みが求められます。

そのためには、行政区の役員・民生児童委員・福祉委員・地域ボランティアの実態の把握、ボランティア・マインドのある人々などの掌握・確認、また「行政」が「町おこし学習会」の実施などを通して、やる気のある人々、またはリーダーを育成することなどが極めて大切であります。

地域づくりは人づくり、人づくりは人間関係づくりの理念を、本当に「まちづくり」に生かすべきです。

## (7) 「議会基本条例」制定の推進

町議会は、主権者である町民の直接選挙で選ばれた、議員によって構成される住民の代表機関であります。

その権限は、自治基本条例第9条に明記してあります。

- ① 議会は、住民の代表機関として、町政に関する町民の意思を適確に把握し、町政に反映させなければならない。
- ② 議会は、町政運営が適正に行われるよう監視機能を果たさなければならない。
- ③ 議会は、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行わなければならない。
- ④ 議会は、原則として会議を公開するとともに、その審議過程、結果等議会在が保有する情報を町民に分かりやすく提供し、町民との情報の共有及び開かれた議会運営に努めなければならないことが定めてあります。

また、議員の責務として自治基本条例第10条に明記してあります。

- ① 議員は、選挙で選ばれた住民の代表であることを自覚し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- ② 議員は、政治倫理の確立と自己研鑽に努め、積極的に町民の意思を把握するとともに、町民全体の利益を最優先し、町民の信託に応えなければならない。
- ③ 議員は、議会活動及び町政の状況について、積極的に町民に公開するように努めなければならないことが定められています。

このような「機能と権限」をもつ議会が、主権者である町民の信託・付託に応えられるよう、その運営手続きなどの基本的なルールを明確に定めたものが求められます。

議会が「主権者である町民の代表機関」として、桂川町における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなります。

特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はその持てる権能を十分に駆使・発揮して自治体事務の立案・決定・執行・評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有しています。

従って、自由闊達な討議を通して、これらの論点・争点を発見し、公開することは、「討論の広場である議会の第一の使命」であります。

このような使命を達成するために、積極的な情報の提供と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備などについて、今までの、そしてこれからの議会のあり方を十分に検証する必要があると考えます。

また、「分権時代にふさわしい活動」のもとに、桂川町の議会が自治基本条例第3章第9条及び同第10条に明記してある精神（趣旨）を、更に十分に発揮し、「総合計画」が目指す「桂川町のまちづくり」に大きく寄与されるために、「桂川町議会基本条例」の制定が必要と考えます。今後、この議会基本条例が制定にむけて推進されることを要請します。

## おわりに

最後に、本委員会の答申が十分に尊重され、自治基本条例の推進のための施策に役立てられることを切に願い、桂川町自治基本条例第1期推進委員会の答申とします。

## 諮 問 書

桂川町自治基本条例は、「桂川町自治基本条例みんなで考える委員会（平成24年6月28日設置）」に、自治基本条例に関する調査、研究および内容の検討をお願いし、翌平成25年6月27日に「桂川町自治基本条例に関する提言書」として提出していただきました。

その後、パブリックコメントを実施するとともに行政内部における検討、用語の調整等を行ったうえで、同年12月定例町議会に提案しました。

これを受けて、議会内に「桂川町自治基本条例制定に関する調査特別委員会」が設置され、調査審議を経て、翌平成26年9月定例町議会において条例案の一部修正のうえで可決、その後、事務的な手続きを行い、平成27年4月1日の施行に至りました。

このように多くの方のご尽力により制定に至った自治基本条例は、住民自治の基本となる理念や原則、方策等を明らかにするための礎となる条例であります。本条例の趣旨に則り、町づくりを推進していくためには多くの課題が残されています。課題に対して真摯に向き合い、現状を直視し、文化の薫り高い心豊かで活力ある桂川町を築いていくことが私たちの課せられた責務であると認識しています。

自治基本条例推進委員会は、条例第38条第1項の規定に基づき「条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図るため」に設置されたものです。また、第2項において「条例の運用及び見直し」「自治の推進に関する重要事項」について調査審議することと規定しています。

よって、桂川町自治基本条例の円滑な運用及び推進状況等について、調査審議いただきますよう諮問いたします。

平成27年7月23日

桂川町長 井上利一

【資料 - 2】

桂川町自治基本条例推進委員会の審議経過の概要

(平成 27 年度)

審議会	開催年月日	審議の内容等
第 1 回	平成 27 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状の交付</li> <li>・ 会長・副会長の選任</li> <li>・ 諮問について</li> </ul>
第 2 回	平成 27 年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治基本条例推進委員会について</li> </ul>
第 3 回	平成 27 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治基本条例推進委員会について</li> </ul>
第 4 回	平成 28 年 2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治基本条例推進委員会について</li> </ul>

(平成 28 年度)

審議会	開催年月日	審議の内容等
第 5 回	平成 28 年 8 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の取組みについて</li> </ul>
第 6 回	平成 28 年 9 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の取組みについて</li> </ul>
第 7 回	平成 28 年 12 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申について</li> </ul>
第 8 回	平成 29 年 2 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申について</li> </ul>

(平成 29 年度)

審議会	開催年月日	審議の内容等
第 9 回	平成 29 年 4 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申について</li> </ul>
第 10 回	平成 29 年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申について</li> </ul>
第 11 回	平成 29 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申について</li> </ul>
第 12 回	平成 29 年 7 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申について</li> </ul>

【資料 - 3】

桂川町自治基本条例推進委員会 委員名簿

桂川町自治基本条例 第39条第2項	氏名	備考
第1号 地方自治に見識を有 する者 (2名)	高橋 孝則	地方自治見識者
	神崎 はな子	地方自治見識者
第2号 公共的団体が推薦す る者 (2名)	梅澤 邦夫	桂川町区長会 会長
	芳中 敏治	桂川町商工会 会長
第3号 町民からの公募による 者 (4名)	樋口 惇	
	川村 貴彦	
	本田 英子	
	池田 静子	